

会議等経過報告書

件名	令和5年度第2回大船渡市民文化会館運営審議会
日時	令和6年1月25日（木）午前10時～午前10時45分
場所	大船渡市民文化会館 会議室
出席者	大船渡市民文化会館運営審議会委員 9名 矢作清英会長、千葉賀子副会長、久保田ユウ子委員、堺恵委員、佐々木陽代委員、 佐々木フミ子委員、佐々木康人委員、佐藤光男委員、古内嘉典委員 事務局 佐藤部長、平野館長、佐々木館長補佐、菅野総務係長、木村事業係長
報告者	協働まちづくり部 市民文化会館 佐々木英紀

会議の概要

1 開会（進行：平野館長）

2 挨拶（矢作会長、佐藤部長）

3 報告

- (1) 報告第1号 令和4年度市民文化会館決算状況について
- (2) 報告第2号 令和5年度市民文化会館主な貸館・自主事業実施状況（4月～12月分）について
- (3) 報告第3号 令和5年度市民文化会館施設稼働状況（4月～12月分）について
- (4) 報告第4号 令和5年度市民文化会館施設利用者数（4月～12月分）について
- (5) 報告第5号 市民文化会館の指定管理者制度の導入について
佐々木館長補佐が、資料に沿って説明した。

質問・意見なし

4 協議

- (1) 協議第1号 令和5年度市民文化会館事業運営（自主・共催事業の変更）について
木村係長が、資料に沿って説明した。

質問・意見なし

5 その他

・会場使用料の減免について

（佐藤委員）

郷土芸能協会の行事になるが、三陸公民館は無料でできた。市民文化会館は料金がかかるがどういった違いがあるのか。

（木村係長）

三陸公民館は社会教育施設であり、社会教育団体として認められる団体であれば減免となる。市民文化会館は社会教育施設ではなく、規定も違うため、減免とならない。

(佐藤部長)

公共施設は、それぞれ目的を持って整備されており、施設の財産区分により条例・規則が違うため、使用料の取り扱いが異なっている。

(古内委員)

芸術文化団体でも、令和6年4月からはカメラホールや三陸公民館の使用料を一部払うことになるので、別途各団体に通知する。

・市民芸術祭の日程について

(佐々木フミ子委員)

同日に市民文化会館とカメラホールで重なっている行事があり、両方見たいので、調整できないものか。

(木村係長)

芸術祭以外の行事もあり、会場の確保自体が難しい状況なのでご理解いただきたい。

・市が主催する会議の日程調整について

(佐藤委員)

本日、同じ時間帯に市役所で会議があったので、委員が重複している場合は調整できないものか。

(佐藤部長)

会議の日程については、配慮するよう努めたい。

・施設の使用料について

(佐々木フミ子委員)

指定管理者になると、施設の使用料は変わるのか。

(佐藤部長)

現在の使用料を上限として、上がることはない。金額は、別途指定管理者が定めることになる。

(佐藤委員)

使用料は消費税込のようだが、消費税が大きく変われば、条例改正せざるを得ない。議会にかける必要があり、改正に時間がかかるので、税抜価格にはできないものか。

(佐藤部長)

使用料については、定期的にコスト計算し、他市町村の例も見ながら、改正するかどうかを判断している。よって、消費税が上がっても、すぐに使用料を改正しない場合や改正に至らないこともある。

6 閉会（平野館長）